

同族会社の行為計算否認規定の適用事例（大阪高判令和 7 年 4 月 25 日） - 最判令和 4 年 4 月 21 日後の同族会社の行為計算否認規定に関する裁判例の検討 -

ビジネス・タックス・ローニュースレター

2025 年 9 月 22 日号

執筆者:

伊藤 剛志
t.ito@nishimura.com増田 貴都
t.masuda@nishimura.com

I はじめに

大阪高等裁判所は、令和 7 年 4 月 25 日、処分行政庁が所得税法 157 条 1 項（同族会社の行為計算否認規定）を適用して納税者の不動産所得の総収入金額を 3 年分の合計で約 1.5 億円増額した事案について、課税処分は違法であるとした一審判決を覆し、納税者を逆転敗訴させる判決（以下「**本件控訴審判決**」）を言い渡しました。同族会社の行為計算否認規定の適用については、最判令和 4 年 4 月 21 日民集 76 巻 4 号 480 頁〔ユニバーサルミュージック事件〕（以下「**令和 4 年最判**」）が抽象的な判断基準を確立したものの、具体的な判断要素や考慮事情については一定の検討の余地を残していたところです。本件控訴審判決は令和 4 年最判後の同族会社の行為計算否認規定の適用判断の在り方を示す実例として、実務上、注目に値します。そこで、本ニュースレターでは、令和 4 年最判を振り返りつつ、本件控訴審判決について検討します。

II 同族会社の行為計算否認規定と令和 4 年最判

1. 同族会社の行為計算否認規定の「不当性要件」

所得税法 157 条 1 項は、概要、同族会社（法人税法 2 条 10 号）¹の行為又は計算で、これを容認した場合にはその株主等の所得税の負担を「不当に減少させる結果となると認められるもの」があるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、所得税の額等を計算することができる旨を定めています。同様に、法人税法 132 条 1 項も、概要、同族会社である法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を「不当に減少させる結果となると認められるもの」があるときは、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、法人税の額等を計算することができる旨を定めます。

このように、所得税法 157 条 1 項及び法人税法 132 条 1 項は、同族会社の行為又は計算により同族会社やその株主等の税負担を「不当に減少させる結果となると認められるもの」がある場合（以下「**不当性要件**」）に発動される、いわゆる同族会社の行為計算否認規定です。実務上、同族会社の行為又は計算が関係する取引は少なくなく、これらの規定が幅広く適用される可能性があることから、不当性要件の意義は極めて重要です。この不当性要件の意義について、最高裁判所が判断を示したのが令和 4 年最判です。

¹ 所得税法 157 条 1 項及び法人税法 132 条 1 項は、同族会社に加えていわゆる企業組合にも適用がありますが（所得税法 157 条 1 項 2 号及び法人税法 132 条 1 項 2 号）、本ニュースレターでは便宜的に同族会社に焦点を絞って議論しています。

2. 令和4年最判（ユニバーサルミュージック事件）のおさらい²

(1) 基本原則として経済合理性基準の採用を明示

最高裁判所は、同族会社の行為計算否認規定の不当性要件について次のように判示しました。

「法人税法 132 条 1 項は、同項各号に掲げる法人である同族会社等においては、その意思決定が少数の株主等の意図により左右され、法人税の負担を不当に減少させる結果となる行為又は計算が行われやすいことから、税負担の公平を維持するため、そのような行為又は計算が行われた場合に、これを正常な行為又は計算に引き直して法人税の更正又は決定をする権限を税務署長に認めたものである。このような同項の趣旨及び内容に鑑みると、同項にいう『これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』とは、同族会社等の行為又は計算のうち、経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものであって、法人税の負担を減少させる結果となるものをいうと解するのが相当である」〔下線は原文ママ〕

すなわち、最高裁判所は、同族会社について、少数の株主等の意向によって意思決定が左右される構造にあることを指摘しました。そして、このような構造に起因して、同族会社については税負担を減少させる行為・計算が行われるリスクが典型的に認められると断じた上で³、同族会社の行為計算否認規定は「税負担の公平を維持」するために設けられた制度であると位置づけました。

このような理解に基づき、令和4年最判では、同族会社の行為計算否認規定における「不当性要件」の判断基準として、いわゆる「経済合理性基準」を採用することを明らかにしました。すなわち、当該行為又は計算が、「経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くもの」であるか否かを基準として判断すべきであるとされました。

もっとも、この判断は、同族会社の行為計算否認規定に関する通説的な理解に沿ったものであり⁴、その意味では特段目新しい内容とは言えませんでした。また、実務においては、このような抽象的な判断基準のみでは個別の取引につき不当性要件該当性を判断する際の指針としては機能し難い、という課題も残ります。

(2) 借入れの諸要素を総合考慮する立場を示唆するも、必ずしも一般的な判断基準は示さず

しかしながら、不当性要件について経済合理性基準を採用するという以上に、最高裁判所は一般的な判断基準を示すことはありませんでした⁵。最高裁判所は、問題となる同族会社の行為が金銭の借入れであった

² 令和4年最判については多数の評釈等が公表されており、ここに全てを挙げることはできませんが、差し当り、調査官解説である大竹敬人「判解〔令和4年最判〕」『最高裁判例解説民事篇（令和4年度）』（法曹会、2025）210頁以下、比較的最近の評釈として吉沢健太郎「判批〔令和4年最判〕」法学協会雑誌142巻5・6号（2025）420頁以下を参照。なお、本ニュースレターの執筆者による令和4年最判の評釈等としては、太田洋＝伊藤剛志編著『企業取引と税務否認の実務（第2版）』（大蔵財務協会、2022）25-26、235頁以下〔太田洋＝増田貴都〕があります。

³ かかる断定の意味するところについては、さらなる精査を要すると考えられますが、本ニュースレターの主題から外れることから、今回は深入りしません。差し当り吉沢・前掲（注2）440頁脚注46を参照。

⁴ 大竹・前掲（注2）224-225、230頁。また同234頁では、令和4年最判は、法人税法132条1項の不当性要件の意義について「通説の立場を採ることを確認する」ものであったと総括されています。

⁵ 大竹・前掲（注2）234頁では、令和4年最判は、組織再編成に係る一連の取引の一環として行われた金銭の借入れが不当性要件には当たらないとの「事例判断を示す中で」考慮事情等を明らかにしたものであったと総括されています。

ことに焦点を絞り込んだ上で、次のような判示を下しました。

「同族会社等による金銭の借入れが上記の経済的合理性を欠くものか否かについては、当該借入れの目的や融資条件等の諸事情を総合的に考慮して判断すべきものである」

この判示に関して、調査官解説では「一般に、借入れは、その目的（どのような資金需要に応じたものか）、金額、期限・利息の利率等の融資条件、人的・物的担保等の要素により特徴付けられるとすることができる。そこで、本件借入れについて上記の検討をするに当たっては、上記のような本件借入れの要素を総合的に考慮すべきものと解される」⁶と説明されています。

令和 4 年最判を敷衍して、問題となる取引を特徴付ける複数の要素（客観的な取引条件に限られず取引の目的も含む）を観念したうえで、それらを総合的に考慮するという立場（総合考慮説）を、同族会社の行為計算否認規定の不当性要件の一般的な判断基準に位置付ける解釈論の余地もあるとは思われます。もっとも、そのように令和 4 年最判を一般化した定式化が可能であるとの立場を取ったとしても、金銭の借入れ以外の取引類型において、いかなる要素を総合考慮することになるのかは、依然として不明です。このような立場でも、総合考慮説を不当性要件の判断全般に一般化し得ることの明確化や総合考慮の対象となるべき要素の精緻化・具体化のために、今後の事例の蓄積が鍵となることには変わりない状況といえます。

(3) グループ再編に係る一連の取引の一環である場面について考慮事情を示す

令和 4 年最判で問題となった同族会社の行為（金銭の借入れ）は、企業グループ再編のためのグループ会社株式の移管に係る代金支払に当てるための資金調達を目的としていました。すなわち、問題となっている同族会社の行為が企業グループ内の組織再編成に係る一連の取引の一環としてなされていた、という背景事情がありました。最高裁判所は、そうした背景事情を踏まえて、以下のように判示しました

「本件借入れのように、ある企業グループにおける組織再編成に係る一連の取引の一環として、当該企業グループに属する同族会社等が当該企業グループに属する他の会社等から金銭の借入れを行った場合において、当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くときは、当該借入れは、上記諸事情のうち、その目的、すなわち当該借入れによって資金需要が満たされることで達せられる目的において不合理と評価されることとなる」

「そして、当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くものか否かの検討に当たっては、①当該一連の取引が、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、②税負担の減少以外にそのような組織再編成を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮するのが相当である」

令和 4 年最判では、「一連の取引が、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるか」や「税負担の減少以外にそのような組織再編成を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか」といった考慮事情が、一定の具体性をもって示されています。経済合理性基準（前記(1)）及び総合考慮説（前記(2)）はいずれも抽象的であるため、実際上の運用において一定の困難を伴うことは否定できず、その意味で、このような考慮事情の明示

⁶ 大竹・前掲（注 2）232-233 頁。

には実用本位の観点からは重要な実践的意義があると評価できます。

しかしながら、令和 4 年最判における考慮事情の判示は、問題となる同族会社の行為（金銭の借入れ）がグループ再編に係る一連の取引の一環として行われたものであり、また、借入れの目的が一連のグループ再編取引（より具体的にはグループ会社株式の移管）のための資金調達にあったという背景を踏まえてなされたものです。令和 4 年最判における考慮事情の判示は、グループ再編取引の全体が経済的合理性を欠くときは、同族会社の借入れ行為の目的が不合理であったと評価されることになるはずである、との整理が成り立つことを前提としている点に、十分に留意する必要があるように思われます⁷。

また、これらの考慮事情は、組織再編成に係る行為計算否認規定（法人税法 132 条の 2）の不当性要件について判断した、最判平成 28 年 2 月 29 日民集 70 巻 2 号 252 頁〔ヤフー事件〕及び最判平成 28 年 2 月 29 日民集 70 巻 2 号 479 頁〔IDCF 事件〕（以下「平成 28 年最判」）の判示と似通っているという特徴があります。この点に関して、令和 4 年最判の調査官解説では、「ヤフー事件最判及び IDCF 事件最判は、法人税法 132 条の 2 にいう『法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』の意義について判示したものであるものの、その考慮事情については、経済合理性基準に係る通説的見解を実質的に取り込み、組織再編成の場面に即して表現を修正したものと評価されているのであり、企業グループの組織再編成に係る一連の取引である本件組織再編取引等の経済的合理性を検討するに当たっては、ヤフー事件最判等において行われたような、場面に即した表現の修正が行われた後の事情を考慮することが合理的であり、また、有用であると思われる」〔下線は引用者が付した〕⁸と説明されています。

以上のように、令和 4 年最判は、グループ再編に係る一連の取引の一環として行われた同族会社の行為・計算であるからこそその考慮事情を示した判例と位置付けられることに注意を払う必要があると考えられます。問題となる同族会社の行為・計算がグループ再編に係る一連の取引の一環ではないケースについても、令和 4 年最判に倣って、（平成 28 年最判で示された）組織再編成に係る行為計算否認規定の不当性要件の判断枠組み（前述の考慮事情）に引き付けて検討をする必要があるのかは、今後の事例の蓄積が期待される論点と言えます。令和 4 年最判における考慮事情の判示は、一定の具体性を有しており、不当性要件該当性の検討に際して実用的な側面を有する一方で、当該判示に依拠できる場面は限定的である可能性についても併せて認識しておく必要がある状況と思われま

3. 令和 4 年最判後の不当性要件の解釈・適用と本件控訴審判決

令和 4 年最判により、同族会社の行為計算否認規定における不当性要件については、「経済的かつ実質的な見地において不自然・不合理なもの」（経済合理性基準）が、抽象的な判断基準として確立されたといえます。もっとも、具体的な判断要素や考慮事情について、同判決はすべての事案に一律に適用可能な形で直接的に判示した訳ではなく、その意味で、不当性要件の今後の解釈・適用に一定の検討余地を残す内容となっています。

このような状況にあるため、本件控訴審判決は、同族会社の行為計算否認規定の適用判断において、令和 4 年最判がどのように扱われ、具体的事案にいかに関与されていくのかを見極めるうえで、今後の展開を占う試金石の一つに位置付けられると考えられます。以下では、まず本件控訴審判決の事案概要を紹介し（後記Ⅲ）、その上で、本件控訴審判決と令和 4 年最判とを対比しつつ検討を行います（後記Ⅳ）。

⁷ 大竹・前掲（注 2）231 頁参照。

⁸ 大竹・前掲（注 2）231 頁。

Ⅲ 本件控訴審判決の概要紹介

1. 事案の概要

(1) はじめに

本件は、司法書士業及び不動産賃貸業を営む納税者 X 氏が、税務署長（処分行政庁）から、2020 年 11 月 5 日付けで、2015 年分から 2017 年分までの 3 年分の所得税等に関して更正処分等を受けた事案です。処分行政庁は、当該更正処分等に当たって所得税法 157 条 1 項を適用し、X 氏から同族会社 A 社に対する不動産賃貸に係る約定賃貸料を適正賃貸料に引き直して X 氏の不動産所得を算定しました。本件の一番では、所得税法 157 条 1 項の適用は否定され、納税者が勝訴しました（東京地裁令和 6 年 3 月 13 日判タ 1524 号 124 頁⁹。以下「**本件一審判決**」）。しかし、控訴審では、事案の全体像を左右するような追加の事実認定がなされ、納税者は逆転敗訴しました¹⁰。以下では、控訴審による補正後の判示を前提に概要をご説明します。

(2) 背景・経緯

X 氏は司法書士業を営むとともに、自己の所有する不動産を賃貸して賃貸料を得る不動産賃貸業を営んでいました。X 氏は、2011 年頃までは、所有物件を個別に第三者に賃貸して賃料収入を得ていました。所有物件は大阪府、兵庫県、和歌山県と広範囲に点在し、その種別もマンション（1 棟又は区分）、店舗、駐車場、病院又は事務所と様々で、そのエンド・ユーザー（賃借人）は数百名に及ぶ状況であったといえます。

X 氏は、2012 年頃、不動産賃貸業の拡大に伴い管理事務が煩雑化している一方、自身が高齢になった（還暦を迎えていた）こと等も考慮し、当時の顧問税理士の意見¹¹も踏まえつつ、X 氏が個人として営んでいた不動産賃貸業を A 社へと移管する決断を下しました。A 社は、有限会社からの移行により 2006 年 9 月 15 日に設立された、不動産賃貸借管理業務、不動産コンサルタント業、林業及びこれらに附帯する一切の業務を目的とする株式会社です。A 社の本店所在地は X 氏の司法書士事務所住所地と同じです。X 氏が A 社の発行済株式の全てを所有しており、A 社は法人税法 2 条 10 号の同族会社に該当します。なお、X 氏は A 社の代表取締役であり、X 氏の妻や長女が A 社の取締役に就任していました。また、A 社の従業員は長女の配偶者（X 氏の養子）のほか 2 名から 4 名程度でした。

不動産賃貸業を A 社へ移管する方法として、X 氏は、所有物件を A 社に一度に売却する方法も検討したよ

⁹ 本件一審判決の評釈等として、例えば、安井栄二「判批〔本件一審判決〕」税務 QA274 号（2025）66 頁、柴由香「判批〔本件一審判決〕」新判例解説 Watch 租税法 No.192(2025)、木山泰嗣「判批〔本件一審判決〕」税理 68 巻 3 号（2025）120 頁、品川芳宣「判批〔本件一審判決〕」TKC 税研情報 34 巻 2 号（2025）29 頁（同「判批〔本件一審判決〕」T&Amaster 1063 号（2025）18 頁もほぼ同内容）、高浜智輝「判批〔本件一審判決〕」『令和 6 年度重要判例解説』ジュリスト別冊 1610 号（2025）160 頁、林仲宣＝谷口智紀「判批〔本件一審判決〕」税務弘報 73 巻 9 号（2025）82 頁、尾川望「判批〔本件一審判決〕」税務事例 57 巻 9 号（2025）61 頁等があるほか、片山直子「同族会社と賃貸借契約の経済合理性」税法学 593 号（2025）18-24 頁、吉村政穂「同族会社の行為計算否認規定の新展開」中里実＝藤谷武史編『金融取引と課税(7)』（トラスト未来フォーラム、2025）77-81 頁でも本件一審判決について検討されています。また、金融・商事判例 1694 号（2024）18 頁及び判例タイムズ 1524 号（2024）124 頁に匿名解説があります。

¹⁰ 本件一審判決と本控訴審判決とを対置して検討したものと、例えば、濱田康宏ほか「所得税法 157 条による重複リース料の引き直し」週刊税務通信 3863 号（2025）47 頁があります。

¹¹ なお、裁判所は、「当時の顧問税理士の意見は〔…〕〔X 氏〕（個人）と〔A 社〕（法人）とを一体的に考えれば、不動産所得の総額は変わらず、個人又は法人のどちらかが税を負担するかということであって『行って来い』の関係であるから、税務署も理解してくれるだろうし、問題ないだろう、などというものであった」との事実を認定しています。

うです。しかし、不動産に設定された担保権に関する諸手続や手数料等の負担を考慮して、かかる方法は断念されたようです。その代わりに、X氏は、所有物件の賃貸をA社を介した転貸（サブリース）へと転換した上で、所有物件のA社や第三者への売却については順次行う方法を採用したようです。

(3) X氏がA社と締結した一括マスターリース契約とその借上料率

2012年7月、X氏は、合計27の不動産（以下「**本件不動産**」）をA社に対して一括して賃貸する一括マスターリース契約（以下「**本件賃貸借契約**」）を締結しました。なお、本件賃貸借契約にはA社が本件不動産を転貸することができる旨の約定が含まれ、その他の内容も一般的なマスターリース契約と同様でした¹²。本件賃貸借契約に基づき、X氏が、A社から得る賃料は、2015年は月額1500万円（年額1億8000万円）、2016年は月額1200万円（年額1億4400万円）、2017年は月額800万円（年額9600万円）に設定されました¹³。そして、A社の借上料率（概要、物件所有者であるX氏に対してA社が支払う借上賃貸料が、エンド・ユーザーからA社が収受する転貸料収入に占める割合）は60%未満で推移していました¹⁴。

一般に、借上料率が低いほど、賃貸物件から生じる賃料収入のうち、最終的にX氏が手にする金額（X氏の所得）は減少し、その分A社の手元に残る金額（A社の所得）は増加します。このような構造を踏まえると、本件において借上料率が60%未満とされていたことは、処分行政庁が、X氏からA社への合理的な理由のない所得移転なのではないかとの疑念を抱く契機となった可能性があるかと推察されます。

この点に関連して、裁判所は、控訴審段階で「不動産管理会社（サブリース会社）の収益の源は、エンド・ユーザーから支払われる転貸料とオーナーに支払う賃貸料（以下「借上賃貸料」ともいう。）との差額であり、一般的には、借上賃貸料の転貸料に対する割合（以下「借上料率」という。）は80ないし90%程度であることが多く、これを60%未満とすることは、オーナーにメリットがなく、通常、想定し難い」との追加の事実認定を行いました。裁判所が一般的な借上料率の相場を80~90%と認定していることを前提とすれば、本件における60%未満という借上料率は、相当に低水準であったことになり、現に裁判所は「60%未満という著しく低い借上料率」などと判示しています。

(4) X氏はA社以外の外部の不動産管理会社とも重複してマスターリース契約等を締結

控訴審において新たに認定された事実として、X氏は本件不動産の相当部分について、A社以外の外部不動産管理会社とも重複してマスターリース契約（物件の一部については駐車場用地の賃貸借契約）を締結したり、外部管理会社との間で管理委託契約も締結したりしていたとのことでした。さらに、これらの重複契約に基づく賃料の受領口座が基本的にA社名義の口座となっていたことも明らかとなりました。

なお、控訴審で新たに重複契約の存在が認定されたことは、裁判所が、本件賃貸借契約に基づきA社がX氏に提供していた役務の実態は賃料の代理受領等の窓口業務に過ぎなかったと判断し（後記3参照）、所得

¹² この点に関して、裁判所は「本件賃貸借契約の契約書は、〔X氏〕がウェブサイトや市販の書籍からサブリース原賃貸借契約書すなわちマスターリース契約の契約書のひな型を入手し、これを基に、契約当事者（貸主及び借主）、目的物件、契約期間及び賃料等を本件賃貸借契約に合わせて修正して作成したものであり」との事実を認定しています。

¹³ 賃料が毎年変動（減少）している点に関連して、X氏は所有物件のA社や第三者への売却を順次進めており、X氏は本件不動産につき、2014年6月までに5つの物件をA社以外の第三者に売却したほか、本件賃貸借契約の賃貸期間の途中で、①2015年4月に2つの物件をA社以外の第三者に売却し、②2016年2月から4月までの間に7つの物件をA社に売却し、③2017年2月及び3月に2つの物件をA社以外の第三者に、3月に2つの物件をA社に売却したため、本件賃貸借契約の対象となる物件数は年々減っている（2012年4月当初27あった物件は2017年末には9まで減った）という経緯が、裁判所により認定されています。

¹⁴ X氏側と国側とで借上料率の計算結果が異なっており、X氏側は2015年分が約54.7%、2016年分が約59.5%、2017年分が約54.5%と計算しており、国側は2015年分が約54.7%、2016年分が約59.8%、2017年分が約59.4%と計算しています。

税法 157 条 1 項の適用を肯定して本件一審判決を覆すに至った重要な要因の一つであったと考えられます。

2. 課税処分の内容

処分行政庁は、所得税法 157 条 1 項を適用し、概要、以下①～⑤の計算を経て、X 氏が本件不動産を転貸方式ではなく管理委託方式により賃貸していたと仮定した場合の水準へと X 氏の不動産所得の総収入金額を増額する内容で、2015 年から 2017 年までの所得税等の更正処分等を行いました。

- ① まず、一定の基準¹⁵を用いて、比準同業者（概要、転貸方式ではなく、外部の不動産管理会社に管理業務を全て委託しているような不動産賃貸業者）を 16 社抽出した。
- ② 次に、経常的収入（家賃や共益費等）に占める管理料の割合として適正な水準（本件適正管理料割合）を、前記①で抽出した比準同業者の管理料割合を平均することで算定した。結果として、本件適正管理料割合は、2015 年分は 6.32%、2016 年分は 6.37%、2017 年分は 6.33%と算定された。
- ③ そして、A 社の経常収入（転貸料）に、前記②の本件適正管理料割合を乗じ、本件不動産の管理料として適正な水準（本件適正管理料）を算定した。結果として、本件適正管理料は、2015 年分は約 2056 万円、2016 年分は約 1517 万円、2017 年分は約 1016 万円と算定された。
- ④ A 社の転貸料収入から前記③の本件適正管理料（及び一定の経費相当額）を控除した残額を以て、本件不動産の賃貸から X 氏が手にする金額として適正な水準（本件適正賃貸料）を算定した。結果として、本件適正賃貸料は、2015 年分が約 2 億 5350 万円、2016 年分が約 1 億 8814 万円、2017 年分が約 1 億 2720 万円となった。
- ⑤ X 氏が本件不動産の賃貸から実際に手にした金額（A 社から本件賃貸借契約の賃料として支払いを受けた金額。前記 **1(3)**）が、前記④の本件適正賃貸料を下回る部分を以て、X 氏の不動産所得の総収入金額を増額すべき金額であると算定した。結果として、2015 年分につき約 7350 万円、2016 年分につき約 4414 万円、2017 年分につき約 3120 万円の不動産所得の総収入金額を増額する。

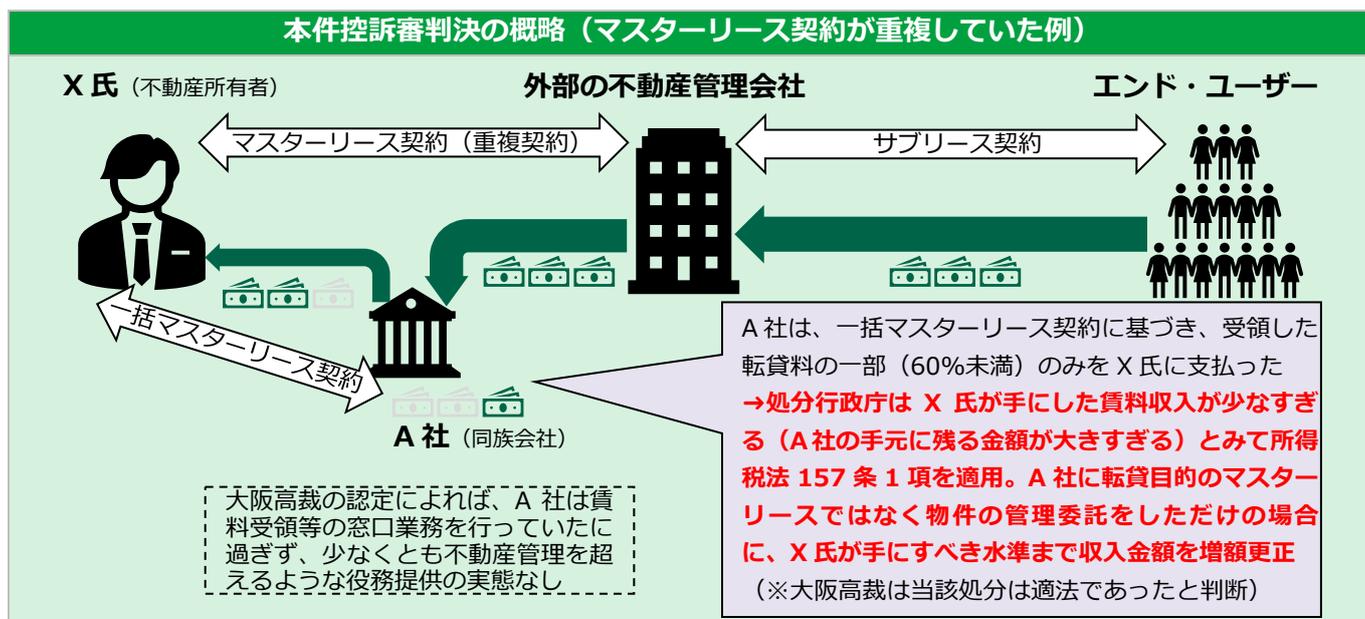
本件控訴審判決において、裁判所は「不動産賃貸業者がその所有する不動産を賃貸する場合、不動産管理会社を介する形態には、サブリース（転貸方式）と管理委託方式（一般管理）があるところ、前者における不動産管理会社が得る転貸料と賃貸料の差額は、後者における管理料と経済的に同視することができる。したがって、形式的にはサブリース（転貸方式）が採られている場合であっても、適正な管理料割合に基づいて算定した適正な管理料相当額を転貸料収入から控除して適正な賃貸料を算定する方法によって、適正な賃貸料を算定することが可能である」と指摘しています。不動産所得の総収入金額の増額に当たって処分行政庁が行った前記①～⑤の計算過程も、まさしくそのような発想に基づくものであったと考えられます。

3. 本件控訴審判決の結論

裁判所は、後記Ⅳの検討を経て、本件は所得税法 157 条 1 項の不当性要件を充足するとして、「〔X

¹⁵ 処分行政庁は、概要、①大阪市内や隣接納税地で確定申告書、②青色申告書を提出、③集合住宅及び駐車場の両方を賃貸する不動産賃貸業を営む、④転貸方式による貸付けなし、⑤海外不動産の貸付けなし、⑥不動産所得に係る経常収入金額（家賃、共益費等の経常的収入）が 8027 万 9164 円～6 億 5065 万 3762 円、⑦賃貸不動産の全部の管理業務を同族関係になく同族会社にも該当しない不動産管理会社に委託（管理委託内容は、主として賃貸借契約の締結及び更新、賃借人の募集並びに賃貸料等の集金）、⑧管理委託料の支払いあり、⑨税務紛争が係属中でない、といった条件を抽出基準としました。

氏)は、本件不動産を〔A社〕ではなく、第三者(〔A社〕以外の不動産管理会社)とマスターリース契約若しくは賃貸借契約又は管理委託契約を締結しており、本件賃貸借契約に基づき〔A社〕が〔X氏〕に提供する役務は、実態としては、送金される賃貸料を〔X氏〕に代わって受領するなどの窓口業務をしていたにすぎず、少なくとも管理委託方式における役務を超えるものではなかったというべきであるから、管理委託方式を基にした算定方法によって適正な賃貸料を算定することが合理的である」として、処分行政庁の更正処分等はいずれも適法であったとの結論を下しました。本件控訴審判決の概略を示すと下図のとおりです。



本件控訴審判決については、重複するマスターリース等の存在が事実認定され、A社の業務実態は賃貸料の代理受領等の窓口業務に過ぎないと評価されていることを前提とすれば、裁判所が本件につき所得税法157条1項の不当性要件を充足すると判断したことは、「常識的な結論」¹⁶であるとの声も租税実務家の間で聞かれます。いずれにせよ、本件控訴審判決は、令和4年最判以降、同族会社の行為計算否認規定の不当性要件に関する解釈論がいかなる展開を見せつつあるのかを把握するうえで、理論・実務の両面において示唆に富む裁判例といえるでしょう。そこで次項IVで、本件控訴審判決の不当性要件に関する判示に焦点を当て、令和4年最判と対比しつつ検討を行います。

IV 本件控訴審判決の不当性要件に関する判示の検討：令和4年最判との対比を中心に

1. 本件控訴審判決における同族会社の行為計算否認規定の不当性要件に関する判示

(1) 本件控訴審判決における不当性要件の判断枠組み

同族会社の行為計算否認規定の不当性要件の判断枠組みとして、本件一審判決は、令和4年最判を形式的になぞるような次の判示を行い、当該判示は本件控訴審判決においてもそのまま維持されました。

¹⁶ 濱田ほか・前掲(注10)56頁〔濱田発言〕。

「所得税法 157 条 1 項は、同項各号に掲げる法人である同族会社等においては、これを支配する株主等の所得税の負担を不当に減少させるような行為又は計算が行われやすいことに鑑み、税負担の公平を維持するため、株主等の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められる行為又は計算が行われた場合に、これを正常な行為又は計算に引き直して当該株主等に係る所得税の更正又は決定を行う権限を税務署長に認めたものである。このような規定の趣旨、内容からすれば、同項にいう『これを容認した場合にはその株主等である居住者又はこれと政令で定める特殊の関係のある居住者の所得税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの』とは、同族会社等の行為又は計算のうち、経済的かつ実質的な見地において不自然、不合理なもの、すなわち経済的合理性を欠くものであって、当該株主等の所得税の負担を減少させる結果となるものをいうと解するのが相当である（以上につき、最高裁平成 16 年 7 月 20 日第三小法廷判決・裁判集民事 214 号 1071 頁、法人税法 132 条 1 項に関する最高裁令和 4 年 4 月 21 日第一小法廷判決・民集 76 卷 4 号 480 頁参照）。

本件のような株主等を賃貸人とし同族会社等を賃借人とする不動産の賃貸借契約が上記の経済的合理性を欠くものか否かについては、当該賃貸借契約の目的、賃貸料の金額や契約の諸条件を含む当該賃貸借契約の内容等の諸事情を総合的に考慮して判断するのが相当である。そして、当該賃貸借契約が経済的合理性を欠くものか否かの検討に当たっては、〔1〕当該賃貸借契約が、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したり、その賃貸料が適正な賃貸料に比して著しく低額なものにされたりしているなど、不自然なものであるかどうか、〔2〕税負担の減少以外に当該賃貸借契約を締結することの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮するのが相当である」

(2) あてはめ

本件控訴審判決は、控訴審段階での追加認定事実（前記 **Ⅲ1(3)**及び**(4)**参照）も踏まつつ、次のように、①本件賃貸借契約は不自然なものであり、②税負担の減少以外に当該契約を締結する合理的理由も認められないとして、所得税法 157 条 1 項の不当性要件を充足すると判断し、第一審判決を覆す結論に至りました。

「〔A 社〕は、エンド・ユーザーとサブリース契約を締結するのではなく、第三者から送金される賃貸料を〔X 氏〕に代わって受領するなどの窓口業務をしていたにすぎないと評価するのが相当である。

このような実態は、一般的なサブリース（転貸方式）の実態〔…〕とは大きく異なるものであり、〔X 氏〕及び〔A 社〕が一括サブリースを内容とする本件賃貸借契約書〔…〕を取り交わし、本件賃貸借契約を締結したことは、まさに、実態とはかい離した形式を作出したものというほかはなく、本件賃貸借契約は不自然なものというべきである」

「認定事実〔…〕によれば、一般的な借上料率は、転貸料の 80 ないし 90%であり、60%未満とすることはオーナーにメリットがないため想定し難いとされているところ、認定事実〔…〕によれば、〔X 氏〕は、本件賃貸借契約の賃貸料の金額として、①〔X 氏〕個人が負担する必要資金を下回らない金額とすること、②〔A 社〕の事業運営と経費が賄えること、③売却予定物件の賃貸料収入を除外しても、〔A 社〕の事業運営に支障が生じないようにすることという条件を満たしたものとしたのであり、その理由は、〔X 氏〕が、〔A 社〕の信用を高めるため、〔A 社〕の資産を増やす必要があると考えていたことによることが認められる。

このような本件賃貸借契約に基づく行為又は計算は、『〔A 社〕の信用を高めるため、〔A 社〕の資

産を増やす』目的、すなわち『〔X氏〕から〔A社〕に所得を移転する』目的でされたものであって、〔X氏〕が〔A社〕の発行済株式の全てを有する株主であり、代表取締役兼取締役という地位にある（〔A社〕が同族会社である）がゆえに、行うことができる行為又は計算にほかならず、経済的合理性を欠き、不自然である」

「〔X氏〕が不動産賃貸事業を〔A社〕に移行させることを計画しており、そのために『〔A社〕の信用を高めるため、〔A社〕の資産を増やす』ことが必要であったとしても、必ずしも、『〔X氏〕から〔A社〕に所得を移転する』必要はなく、当該目的は、（同族会社等の関係がない場合であっても採用されるような）通常想定される経済的合理性のある他の方法、例えば、〔A社〕の発行する新株を引き受け、あるいは〔A社〕に劣後ローンを提供することによっても、実現することができることが明らかである。したがって、〔X氏〕の主張する事業目的とは、結局、『〔X氏〕から〔A社〕に所得を移転する』ことにほかならず、税負担の減少以外の合理的な理由となる事業目的その他の事由であるとは認め難い」

「本件賃貸借契約に基づき〔A社〕が〔X氏〕に提供する役務は、実態としては、送金される賃貸料を〔X氏〕に代わって受領するなどの窓口業務をしていたにすぎないと評価するのが相当であり、少なくとも管理委託方式における役務を超えるものではないところ、〔X氏〕と〔A社〕は、本件賃貸借契約を締結することにより、一括マスターリース契約という実態とはかい離した形式を作出しており、かつ、その賃貸料が適正な賃貸料〔…〕に比して著しく低額なものとなっている。また、〔X氏〕の主張する事業目的も、結局、『〔X氏〕から〔A社〕に所得を移転する』ことにほかならず、税負担の減少以外の合理的な理由となる事業目的その他の事由であるとは認め難い。

したがって、本件賃貸借契約は、経済的合理性を欠くものというべきである」

2. 若干の検討：令和4年最判との対比

(1) 令和4年最判の総合考慮説を金銭の借入れ以外にも一般化できる可能性を示唆

令和4年最判では、問題となる取引を特徴づける複数の要素を観念し、それらを総合的に考慮するという「総合考慮説」が採用されました。もっとも、同判決は、検討対象となった取引が金銭の借入れであったことに着目した判示に留まっており、金銭の借入れ以外の取引類型においても同様に総合考慮説が妥当するか、また、妥当するとしてどのような要素が総合考慮の対象となるのかについては、必ずしも明らかではありませんでした（前記Ⅱ2(2)参照）。

しかるところ、本件控訴審判決は、金銭の借入れに限らず、不動産の貸付けという他の取引類型においても、総合考慮説の枠組みが妥当し得ることを暗に前提としている点で、注目に値します。また、不動産の賃貸借契約について総合考慮の対象となる要素として、①「契約の目的」と②「賃貸料の金額や契約の諸条件を含む…契約の内容等」とを明示的に挙げた点も、今後の総合考慮説の運用に当たり、興味深い示唆を含んでいるといえます。

(2) グループ内再編の一環でない取引でも令和4年最判のように不自然性・合理的理由を考慮事情に設定

以上に続けて、本件控訴審判決が「当該賃貸借契約が経済的合理性を欠くものか否かの検討に当たって」、「当該賃貸借契約が、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したり、その賃貸料が適正な賃貸料に比して著しく低額なものにされたりしているなど、不自然なものであ

るか」と「税負担の減少以外に当該賃貸借契約を締結することの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか」等の事情を考慮すべき、と判示したことは特筆に値します。かかる判示は、一見すると令和 4 年最判と類似した内容で、従来の枠組みを踏襲しただけのようにも映ります。しかし、実際には、本件控訴審判決の以上の判示は、令和 4 年最判の単なる延長線上にあるものとは言い難く、不当性要件の判断枠組みの新たな展開の可能性を示唆するものとして、慎重に評価されるべきように思われます。

すなわち、前記 **II 2(3)** のとおり、令和 4 年最判では、「〔企業グループにおける組織再編成に係る〕**一連の取引**が、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるか」や「税負担の減少以外に**そのような組織再編成**を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか」といった、平成 28 年最判で示された組織再編成に係る行為計算否認規定（法人税法 132 条の 2）の不当性要件の判断枠組みにおける考慮事情とよく似た判示がなされました。ここで注意を要するのは、令和 4 年最判の判示が、検討対象となっていた同族会社の行為が「**企業グループにおける組織再編成に係る一連の取引の一環**として」のグループ内借入れであることに着目したものであったことです（強調はいずれも引用者）。令和 4 年最判の以上の判示は、「当該一連の取引全体が経済的合理性を欠くときは、当該借入れは、上記諸事情のうち、その目的、すなわち当該借入れによって資金需要が満たされることで達せられる目的において不合理と評価される」との関係性を前提としていました。

さらに、令和 4 年最判について、その担当調査官は、「〔平成 28 年最判〕における考慮事情と同様のものをどのように位置付けるかにつき、本件組織再編取引等の経済的合理性は、本件借入れの目的の合理性に影響するものであることを示すことにより、必ずしも明確でなかった上記の位置付けを整理した」一方で、「本件借入れの目的以外の諸事情については、独立当事者間取引との比較をするという視点でその経済的合理性の有無を慎重に検討することが有効であると考えられる」¹⁷と解説しています。かかる解説は、令和 4 年最判においても、問題となる同族会社の行為に関連するグループ内再編の検討局面では組織再編成に係る行為計算否認規定の不当性要件の判断枠組みが参考にされた一方で、それ以外の検討局面では独立当事者間取引との比較という視点が相対的に意識されていたことがうかがわれます。したがって、検討対象となる同族会社の行為がグループ内再編に係る一連の取引の一環を構成しない場合にまで、令和 4 年最判の前述の判示部分をそのまま援用することが適切なのかは、議論の余地もあるのではないかと思います。

本件控訴審判決で問題とされた同族会社 A 社の行為は、本件賃貸借契約の締結です。A 社が X 氏と本件賃貸借契約を締結することが、企業グループにおける組織再編成に係る一連の取引の一環として行われたことを示唆する事情は、判決中では特に認定されていないように見受けられます。にもかかわらず、本件控訴審判決が、令和 4 年最判の前述の判示部分をなぞるような判示をしていることは特筆に値するといえます。

(3) 不自然性の判断において一般的な取引相場等からの逸脱にも言及

第一の考慮事情である「不自然性」について、X 氏は本件賃貸借契約が A 社を介したサブリースのためのマスターリース契約であると主張しました。これに対し、裁判所は「〔a〕当該賃貸借契約が、通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とはかい離した形式を作出したり、〔β〕その賃貸料が適正な賃貸料に比して著しく低額なものにされたりしているなど」といった視点で不自然性を検証すると述べ、実際に「〔a〕本件賃貸借契約を締結することにより、一括マスターリース契約という実態とはかい離した形式を作出しており、かつ、〔β〕その賃貸料が適正な賃貸料〔…〕に比して著しく低額なものとなっている」ことに言及し、不自然な点が認められると判断しました。このように、本件控訴審判決が〔a〕に加えて〔β〕

¹⁷ 大竹・前掲（注 2）232 頁。

にも焦点を当てて不自然性を認定した点は、平成 28 年最判及び令和 4 年最判とは対照的です。

すなわち、平成 28 年最判では、組織再編成の行為計算否認規定の不当性要件の判断枠組みにおいて「通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか」と判示されています。令和 4 年最判もこれを踏襲して、問題となるグループ内借入れの目的であったグループ内再編が「通常は想定されない手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるか」と判示されています。このように、平成 28 年最判及び令和 4 年最判は〔α〕にのみ言及していました。契約対価が適正額に比して著しく低額（又は高額）である場合（前記〔β〕）に不自然と評価される可能性については、平成 28 年最判の調査官解説において示唆されてはいたものの¹⁸、平成 28 年最判及び令和 4 年最判の判決文中では明示的な言及はありませんでした。

平成 28 年最判及び令和 4 年最判が〔β〕に言及しなかった背景としては、「組織再編成は売買契約や雇用契約などの典型契約とは異なるため、必ずしも一般的な取引慣行や取引相場があるわけではなく〔…〕そもそも純経済人（特殊な利害関係のない一般的な経済人）の行為として自然かつ合理的な組織再編成とは何かという議論の出発点からその審理判断に困難を来し、その不当性を適切に判断し得ない場合もあり得る」¹⁹ことや、「企業グループ内における組織再編成に係る行為等については、独立当事者間取引とはそもそもどのようなものであるかにつき共通認識を得ることが困難な面がある」²⁰ことが考えられます。

これに対し、本件控訴審判決で問題とされた同族会社 A 社の行為は本件貸借契約であり、X 氏は本件貸借契約はサブリースを目的としたマスターリース契約であると主張していました。単なるサブリースを目的とするマスターリース契約であれば、一般的な取引慣行や取引相場が存在する可能性が高く、また、独立当事者間でのマスターリース取引・サブリース取引がどのようなものであるかについての共通認識を得ることも比較的容易と考えられます。実際、本件控訴審判決では、裁判所がサブリース方式の一般的な借上料率の相場等について詳細な事実認定を行いました。このように、本件控訴審判決が、平成 28 年最判及び令和 4 年最判とは異なり、〔α〕通常想定されない手順・方法への依拠や実態と乖離する形式の作出に加えて、〔β〕契約金額の適正範囲からの著しい逸脱にも言及して不自然性の判断を行い得たのは、検討対象がサブリースを目的とするマスターリース契約であり、組織再編成に関連する行為ではなかったという事情に起因するものと考えられます。

ただし、裁判所がこうした事案の性質の違いにどの程度自覚的であったのかは定かでないように思われます。特に、前記(2)のように、本件貸借契約が企業グループにおける組織再編成に係る一連の取引の一環として行われたものには見えないにもかかわらず、本件控訴審判決が令和 4 年最判を形式的になぞるような判示を行い、平成 28 年最判の組織再編成に係る行為計算否認規定の不当性要件の判断枠組みにおける考慮事情とよく似た判示を踏襲したこととの整合性が、問題となり得るように思われます。

(4) 非関連者間で通常想定される取引との対照も駆使して本件には合理的理由が不存在と判断

第二の考慮事情である合理的理由について見ますと、X 氏は A 社の資産増強による信用力強化を目的としていたと主張しました。しかし、裁判所は、非関連者間（「同族会社等の関係がない場合」）で資産増強・信用力強化を実現する手法としては、所得移転を伴わない増資や劣後ローンの提供などが通常想定されるとしました。敢えて本件のような取引が選択されたことに鑑みれば、X 氏の主張する目的は、結局、X 氏から A

¹⁸ 徳地淳＝林史高「判解〔ヤフー事件最判〕」『最高裁判例解説民事篇（平成 28 年度）』（法曹会、2019）108 頁。

¹⁹ 徳地＝林・前掲（注 18）106 頁。

²⁰ 大竹・前掲（注 2）229-230 頁。

社への所得移転を意味するもので、本件に税負担軽減以外の合理的理由は認められないと判断しています。

このように、本件控訴審判決では、非関連者間において通常想定される取引との対照を通じて、X氏が本件賃貸借契約について主張する事業目的等が真に意味するところを把握しようとした点に、特徴があると考えられます。さらに、本件控訴審判決は、本件には税負担軽減以外の合理的理由が存在していなかったと結論付けているようであり、いわば事業目的等の存否というレベルで判断を完結させた点で、平成28年最判及び令和4年最判とは異なっているように思われます。

すなわち、平成28年最判の担当調査官は、「組織再編成という事柄の性質上、これに関する行為につき、何らかの事業目的等を作成し又は付加することは容易」として、「租税回避以外の事業目的等が『存在するか否か』のみを基準とする」ならば組織再編成に係る行為計算否認規定は死文化しかねないとの懸念を表明し、あくまで「行為・計算の不自然さ（異常性・変則性）の程度との比較や税負担の減少目的と事業目的との主従関係等に鑑み、行為・計算の合理性を説明するに足りる程度の事業目的等が存在するかどうかという点を考慮する」ことの必要性を強調していました²¹。実際、平成28年最判及び令和4年最判では、第二の考慮事情である合理的理由の検討に当たっては、納税者が主張するような事業目的等の実際の存否を問うというよりは、その正当性の程度を問うことが意識されていました²²。

これに対して、本件控訴審判決が、同族会社等の関係がない非関連者間の場合において通常想定される取引との比較も駆使しつつ、本件に税負担軽減以外の合理的理由は認められないとの判断をなし得たのは、検討対象がサブリースを目的とするマスターリース契約であり、組織再編成に関連する行為ではなかったという事情に起因するものと考えられます。もっとも、繰り返しになりますが、ここでも裁判所がこうした事案の性質の違いをどれ程自覚していたのかは定かでないと思われます。

V おわりに

本件控訴審判決が、グループ内再編に係る一連の取引という背景事情が存在しないにもかかわらず、令和4年最判の判示（平成28年最判の組織再編成に係る行為計算否認規定の不当性要件に関する判断枠組みを参考にした判示）を形式的に踏襲したこと（前記**IV(1)**及び**(2)**）が、今後の実務や理論の展開に与える影響については、様々な見方があり得ると思われます。同族会社の行為計算否認規定と組織再編成に係る行為計算否認規定の不当性要件の判定基準は同一であるべきとの見解は従来からあったところで²³、例えば、不当性要件の判断枠組みの一般化・定型化が進展し、行為計算否認規定の安定的な運用に寄与する可能性がある

²¹ 徳地＝林・前掲（注18）108-109頁。

²² 例えば、徳地＝林・前掲（注18）115頁は平成28年最判（ヤフー事件最判）の「税負担の減少以外にその合理的な理由といえるような事業目的等があったとはいえない」との判示を、「本件副社長就任につき、税負担の減少以外の事業目的等が全くなかったとはいえないが、その事業目的等は本件副社長就任を正当化するには足りない旨を含蓄するものであるように思われる」と評価しています。

²³ 例えば、金子宏『租税法〔第24版〕』（弘文堂、2021）534頁では、法人税法「132条と132条の2は、適用対象は異なるが、『不当に減少』の判定基準は同一であるべきである」と述べられています。

の評価があり得るかもしれません²⁴。

一方で、「組織再編成に係る行為計算否認規定が個別規定の趣旨・目的との関係で不自然性、すなわち個別規定が想定する実態との乖離を判断するのに対して、同族会社の行為計算否認規定は、同族会社と非同族会社の税負担の衡平（parity）を実現するという観点から不自然性を判断するものである」べきで、「同族会社の行為計算否認規定については、非同族会社と比較した上で、手段としての相当性を判断することになり、比較可能性（課税の均衡）が重要な視点となる」はずが、「同族会社の行為計算否認規定を組織再編成に係る行為計算否認規定に接近させることによって、課税の均衡を実現するという前者の趣旨・目的を阻害するのではないかという懸念を生じさせる判断である」²⁵とする見解も見られます。

本件控訴審判決でさらに興味深いのは、一方で、グループ内再編に係る一連の取引という背景事情のあった令和 4 年最判の判示を踏襲した考慮事情を挙げつつも、他方で、それらの考慮事情の実際の検討に当たっては、一般的な取引慣行や取引相場の参照や、同族会社等の関係がない非関連者間の場合において通常想定される取引との対比といった、組織再編成に関連する行為の検証であれば用いられないとされるような検討方法を駆使して結論を導いている点です（前記**IV(3)**及び**(4)**）。

いずれにせよ、本件は、令和 4 年最判後における同族会社の行為計算否認規定の不当性要件に関する解釈論の展開に一石を投じるものとして意義深いものに思われます。本件は、現在、X 氏側が最高裁判所に上告中と報じられており²⁶、最高裁判所が本件に関して何らかの判断を示すのか、今後の動向が注目されます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

²⁴ 例えば、木山・前掲（注 9）121 頁では、「国際企業のグループ活動の一環としてされた事例で〔…〕なかったが最高裁令和 4 年判決が参照された点に、特色がある。〔…〕本件のような家族経営の企業の事例でも、不当性の充足に、①著しい低額性や、②税負担減少以外の事業上の理由がないことを求めるべきかについては、検討の余地があるかもしれない。国際企業と家族企業を区別しない点で、本判決は、契約自由の原則や経営判断の原則を、個人事業主や不動産所得者の場合でも同程度に尊重する考えにみえる。行為計算否認規定の適用範囲を一般的に限定的にとらえる見解は、不当性要件の解釈適用に一貫性が生じる点で、納税者の予測可能性や法的安定性に資する判断基準といえる」との指摘がなされています（ただし、直接的には本件一審判決についての指摘）。

²⁵ 吉村・前掲（注 9）76、81-82 頁（ただし、直接的には本件一審判決についての指摘）。

²⁶ 「大阪高裁 所得税の行為計算否認を巡り国が逆転勝訴」週刊税務通信 3856 号（2025）6 頁。